

19世紀前半期のアメリカ銀行会計制度の考察

－ニューヨーク州を事例に－

新 祖 隆志郎

目次

はじめに

I ニューヨーク州銀行規制と財務公開制度

- (1) 1827年一般銀行法における銀行財務報告規制
- (2) 1829年安全基金法における銀行検査制度と財務報告規制
- (3) ニューヨーク自由銀行法の財務公開制度

II ニューヨーク州法銀行の財務報告実態

III 自由銀行法における銀行財務報告規制の意義と限界

- (1) 一般市民への財務公開の積極的意義
- (2) 銀行検査体制および財務報告規制の限界

おわりに

はじめに

本稿の課題は、アメリカのニューヨーク州における19世紀前半期の銀行会計制度およびそれに基づく会計実務に関する諸事実を整理したうえで、当時の銀行会計制度の意義と限界についてとくに一般市民への財務公開化に焦点を当てて考察することである。ニューヨーク州では1820年代に早くも州内の銀行に対する銀行検査制度と財務報告規制が導入されており、さらに1830年代末には銀行の財務報告書の一般公開制度も導入されている。このニューヨーク州の銀行会計制度はアメリカの銀行会計制度の原型を成すとともに、銀行業にかぎらずアメリカ会計制度全体の歴史の中でも最古の部類に属するものである。

そしてまた財務報告や財務公開の制度化は、情報作成側である銀行やその検査主体である監督当局、さらには情報の受け手となる株主、投資家さらに

一般市民も含めた各当事者における財務情報の作成，検査，分析および評価に関わる諸能力の形成や発展を促すものでもある。

このようにニューヨーク州における19世紀前半期の銀行会計制度は会計史上重要な歴史的 position を占めていると言えるが，これまでその詳細かつ体系的な分析はほとんど行われていない。そこで本稿ではその足掛かりとして，主に資料整理を目的として当時のニューヨーク州の各銀行法における銀行の財務報告および公開規制や，それに基づく実際の財務報告事例を紹介し，そこから言いうるかぎりでの当時の銀行会計制度の意義と限界について検討した。

以下本稿ではまず第Ⅰ節でニューヨーク州の銀行会計制度の根拠法となった1827年一般銀行法，1829年安全基金法，そして1838年自由銀行法並びに一連の同法改正法における銀行の財務報告および公開規制の内容を紹介する。ついで第Ⅱ節では自由銀行法成立以降の銀行の財務報告事例について当時の新聞記事の内容に基づき紹介する。そして最後に第Ⅲ節で，制度と実務の両面からニューヨーク州の銀行財務報告および公開規制の意義と限界について言及する。

I ニューヨーク州銀行規制と財務公開制度

連邦国家のアメリカに最初の中央銀行が登場したのは1791年であるが，しかしこの第一次合衆国銀行は1811年に，またこの後継として新たに1816年に設立された第二次合衆国銀行も1836年に，いずれも営業免許の更新が議会で否決されたことで短命に終わる。その後1863年に連邦レベルの国法銀行制度が成立するまで，アメリカの銀行システムは個別の特許法，一般銀行法，自由銀行法といずれも各州の州法に基づいて設立された州法銀行が主体となって形成してきた。

その州法銀行がアメリカで登場するようになったのは18世紀末から19世紀初頭にかけてであった。1781年には大陸議会から特許交付を受けた Bank

of Pennsylvania が最初の銀行として第一次合衆国銀行に先駆けてフィラデルフィアで銀行業を開業している。また1784年には Bank of New York がニューヨークに、Bank of Massachusetts がボストンにそれぞれ設立されている。この最初期の3行を皮切りに、1811年には88行、1820年には307行、1830年329行、1840年901行と、19世紀前半期に各州で州法銀行が相次いで設立された¹⁾。

この19世紀前半における州法銀行の勃興と隆盛の時期に、各州の銀行制度は特許主義から自由銀行制度へと移行している。その転機となったのがニューヨーク州における1838年の自由銀行法の成立であったが、同州ではこの移行過程のなかで銀行検査制度の一環として州法銀行に対する財務報告および公開規制の整備も行ってきた。すなわち、特許主義時代の1827年一般銀行法による銀行検査制度の導入とそのための銀行財務報告規制の制定、ついで1829年安全基金法による両者の強化、そして1838年に成立しその後数回の法改正を経た自由銀行法のもとでの財務報告および公開規制の確立である。まずはこのニューヨーク州の銀行の財務報告および公開規制から詳しく紹介しよう²⁾。

(1) 1827年一般銀行法における銀行財務報告規制

ニューヨーク州の銀行会計制度は1827年の一般銀行法の成立よりはじまる。ニューヨーク州の最初の銀行は1784年に非公認のまま営業を開始し、その後1791年に州議会より正式に特許交付を受けた Bank of New York である。同行に交付された特許がその後の銀行特許のモデルとなり、以後1827年までに州内には42の銀行が設立され、州内の銀行業は急速に発展していた³⁾。しかしそれに伴い同州の銀行システムは資本基盤の脆弱な銀行の増加と銀行券の濫発による信用不安、通貨不安に幾度となく襲われるようにもなる。この間

1) Robertson (1968) pp. 13-16.

2) 以下、19世紀前半期のニューヨーク州銀行制度については、大森(2019)第1篇を参照。

3) Cleaveland (1864=1980) p. xiv.

題に対処するため州議会は1804年、1813年、1815年、1816年、1818年、1821年、1824年、1825年と数回にわたり州法を制定してきた。しかしそれでも止むことのない州内の通貨、信用問題に対応するため、従来の一連の州法を発展的に整理する形で一般法として制定されたのが1827年の一般銀行法であった⁴⁾。この一般銀行法ではじめて、州法銀行に対する財務報告書の作成とその州監督官に対する提出が義務化され、また同時に作成や提出に関する詳細な要件も法定された。それは以下の通りである⁵⁾。

1827年一般銀行法は、同法の適用対象となる全ての銀行その他の金融機関に対し、毎年1月1日に事業内容の完全な報告書を作成し、州監督官に提出することを義務化した(第19条)⁶⁾。さらにこの報告書の内容の正当性を証明する頭取と出納係(または経理係か書記役)による宣誓書の作成と提出も合わせて義務付けた(第19条)⁷⁾。この報告書の様式は州監督官が定めるものとされているが(第19条)、以下の各勘定科目を含まなければならない(第20条)。すなわち、交付された特許の規定に基づく払込資本金額(第1項)、不動産とくにそのうち事業に必要であるとして銀行が占有している不動産部分の価値(第2項)、銀行が直接投資としてまたは担保として保有する株式の銘柄、数量および価値(第3項)、貸付金とくに他銀行への貸付金の場合は貸付先の名称と各借入額、債券、担保その他の証書による保証額、本法律の規定に沿って銀行の損失として算定されなければならない額および回収可能額(第4項)、債務とくに要求払い債務額、また他銀行に対する債務の場合は借

4) 大森(2019) 24-27頁。

5) 1827年一般銀行法の条文については Cleaveland (1864=1980) pp. 1-28を参照。

6) 1827年一般銀行法の適用対象となる銀行について同法第25条は、1827年1月1日以前に設立されている銀行には適用されないが、このような銀行が同日以後に特許の更新または延長を受ける場合には、その時点から同法の適用対象に含まれると規定していた。

7) 同法の適用対象は具体的には、moneyed corporationとそのうち banking power を授けられた moneyed corporation に区分されている。Moneyed corporation とは banking power または担保付貸付の実行と預金を受け入れを行う権限を付与された法人組織あるいは法律に基づいて保険業を営む嫌煙を与えられた法人組織として定義されている(第51条)。また Banking power とは1825年法で初めて明示的に記された規定で、同年に州議会が Commercial Bank of Albany と Dutchess County Bank の2行に交付した特許の中で列挙された個々の権限がその原型であった(Cleaveland, (1864=1980), p. xxviii)。

入先の名称と各借入額（第5項）、銀行が債務として認識していない請求権の金額（第6項）、銀行が保証人として保証している額あるいは何らかの偶発事象が発生した場合に銀行が負担しなければならない金額（第7項）、銀行業を営む権限を有する法人が提出する報告書には発行銀行券、貸付及び割引、手元正貨の各残高（第8項）。

さらに翌年度以降からは以下の項目も含めなければならない（第21条）。銀行が当年度に計上した損失額および配当宣言額、なお損失額は資本に賦課したか収益に賦課したか区別して表示すること（第1項）、当年度の債権債務の月次平均残高（第2項）、銀行業を営む権限を有する金融機関の場合には当年7月1日時点の発行銀行券、貸付及び割引、手元正貨の各残高（第3項）。

さらに1827年一般銀行法は銀行の利益計算に関しても、次のような規定を設けている。第一に受払利息の算定に関して、未収利息は受取期日が到来している場合でも利益に含めてはならないが（第2条）、反対に支払利息は未払利息も含めて全て当期の費用として計上しなければならない（第3条第2項）。また銀行の事業活動の維持管理に係る費用や取引費用は経常的なものも非経常的なものも全て費用として計上しなければならない、また費用として発生しているものは支払の有無を問わず全て計上しなければならない（第3条第1項）。さらに返済期日が到来したにもかかわらず訴追しないまま未回収となっている全ての債権残高、1年以上未収の受取利息、2年以上返済されていない裁定債務の残高及びこれに係る未払利息の総額、これらを合計した額を当期の損失として利益に算入しなければならない（第3条第3項）。また以上に従って当期利益を算定した結果、損失額が未処分利益（利益剰余金残高）を超過した場合、当該超過分を資本金に振り替えるとともに、翌期以降の利益または損失として計上した未回収の債権の元利金の回収によって当該損失が解消されるまで配当を禁止した（第4条）⁸⁾。

8) なお利益剰余金残高を超過する損失の計上によって資本金額が減額したことで、貸付および手形割引の残高が払込資本金額の3倍を超過する場合には、銀行は当該超過分に相当する以上の貸付金の回収を遅滞なく行い、再び上限内に収まるよう貸付及び手形割引の残高を減額しなければならない（第5条）。

以上の諸要件を満たした財務報告書を提出期限から1カ月以上経過しても州監督官に提出していない銀行は支払不能銀行とみなされ、州監督官によって起訴され特許が取り消される場合もある（第22条）。

一方で1827年一般銀行法は、銀行の財務報告規制に関して州監督官にも次のような義務を課した。すなわち、州監督官は上記の各項目を含む財務報告書の様式を定め、その複写を報告義務のある銀行に送付しなければならない（第25条）。また州監督官は、提出された財務報告書を検査した結果、提出銀行がすでに支払不能状態にあるか将来的にそうなる可能性がある合理的な理由が存在すると判断した場合、あるいは銀行による違法行為を発見した場合には、その事実とそれに対する監督官の意見を州議会に報告しなければならない（第24条）。さらに州監督官は提出された全ての財務報告書を冊子形式に収録し、事務所の開業時間中は常に公衆の閲覧に付さなければならない（第23条）。

以上が1827年一般銀行法で採用された、民間銀行を対象とした最初の財務報告制度である。銀行に対してはじめて法定の財務報告書とその州監督官への提出を義務化しただけでなく、それが州監督官および議会の手中に留まるだけでなく、州監督官の手によって公衆の閲覧に付すことまでも法制化されていた点は、この財務報告制度が特殊的な銀行規制の一環でありながら同時に市民一般を対象とした一般目的会計制度の性格も萌芽的に含んでいたという意味で注目に値するだろう。

(2) 1829年安全基金法における銀行検査制度と財務報告規制

1827年一般銀行法の財務報告制度は、はやくも1829年安全基金法のなかでさらに強化されている。安全基金法は、州内の通貨、信用問題に対して、銀行基金という保険制度の導入を通じて債権者としての銀行券保有者を銀行破綻による銀行券の無価値化の損失から保護することを主な目的としており、この制度を適正に運用するための方策の一つとして同法ではじめて銀行に対する州当局による公的な検査制度が詳細に規定されるとともに、これとあわ

せて1827年一般銀行法の財務報告規制の強化も施された⁹⁾。つぎに1829年安全基金法の財務報告規定を紹介しよう¹⁰⁾。

安全基金法では、まず銀行検査の主体が州監督官から同法によって新たに新設された3名で構成される銀行委員会に変更されており(第15条)、銀行の財務報告書の提出先も同法施行後は銀行委員会に変更されている(第31条)。銀行委員会は定期検査として四半期に1回の頻度で同法に従って銀行の立ち入り検査を実施しなければならず、またこの検査においては全ての帳簿および債券や銀行券その他の債務証書および各種資産の実査を行うだけでなく、それらをすでに銀行委員会に提出している財務報告書の記載内容と比較して財務報告書の正誤を確認するとともに、さらに必要と判断した他の検査を実施して、銀行の財政状態や支払能力の実態を確定しなければならない(第15条)¹¹⁾。また検査は宣誓の上で実施され(第17条)、宣誓を拒否した銀行は委員会から起訴され、支払不能状態と認定されて営業の差し止めを命じられる可能性もある(第28条)。また銀行経営者だけでなくその代理人や一般従業員も含め財務報告書の粉飾や帳簿の改ざんを行い銀行委員会の判断を欺こうとした者はすべて、3年以上10年以下の懲役に科される(第29条)。

以上のように検査手法が法定されたことから、銀行はそれまでの年1回から最低でも四半期毎に銀行委員会に財務報告書とその内容に関する宣誓書を提出しなければならなくなった。

このような財務諸表の提出先とその頻度に関して変更が加えられた一方で、1827年一般銀行法で規定されていた提出書類の種類(第19条)、財務報告書の記載事項(第20条および第21条)、利益計算に関する諸規定(第2条および第3条)、当期純損失の資本金への振替およびその際の配当禁止規定(第

9) 大森(2019) 51-55頁。

10) 1829年安全基金法の条文については、Cleaveland(1864=1980) pp. 29-49を参照。また安全基金法の銀行検査体制や財務報告規制に関しては、Bodenhorn(2002) pp. 166-169を参照。

11) 年間の検査回数について、銀行委員会は安全基金法の適用対象である州法銀行のうち3行から他の銀行に対する検査を実施するよう要求を受けた場合には、四半期毎の定期検査以外の臨時検査を実施しなければならない(第16条)。

4条)は変更されていない¹²⁾。また、財務報告書を期日から1ヶ月間提出しなかった場合の対応(第22条)、提出された財務報告書を冊子形態で公衆の閲覧に付す義務(第23条)、提出された財務報告書に法令違反が発見された場合の州議会への即時報告義務(第24条)も、その担い手が州監督官から銀行委員会に変更されただけで安全基金法に継承されている¹³⁾。なお銀行委員会による州議会への報告義務については、上記の他に毎年1月に定例報告を行う義務が追加されている(第19条)。

(3) ニューヨーク自由銀行法の財務公開制度

ニューヨーク州の銀行検査および財務報告規制はその後、1838年に成立したニューヨーク州自由銀行法によって財務報告書の一般公開制度を加えることとなり、ここによく19世紀前半期における銀行財務報告及び公開規制の全体を構築するに至る。ニューヨーク州自由銀行法は、ロコフォコズを中心とした特許主義のもとでの銀行独占に対する批判の産物であった¹⁴⁾。安全基金法は1830年代に早くもフリーライダーによる銀行株の投機的な売買や悪幣の濫発、これらの不当な利益の獲得を企図した銀行の新設と株式発行、株価つり上げのための投機的な融資の増加など、性急な信用拡張とそれによる銀行不安、通貨不安の増幅をもたらした。

さらに銀行株式をめぐっては新設銀行への特許交付の見返りとして一部の関係先に株式が優先的に割り当てられ、それがまた銀行株の取得と転売だけをもくろむ安易な銀行の設立を招き、その結果通貨不安がさらに煽られるといった特許制度の弊害や悪循環が社会的に問題視されるようになった。加えてそうした銀行の経営健全化を指導するどころか、銀行委員自身が不当な株

12) なお安全基金法では貸付および割引の上限が1827年一般銀行法における払込資本金の3倍から2.5倍に引き下げられている(第27条)。

13) なお条文の文言上、1827年一般銀行法の第19条から第24条については各条文の中に記述されている「監督官」(comptroller)の用語を「銀行委員会」(bank commissioner)に置き換える旨の条文が、第31条として設けられている。

14) 1830年代における安全基金法をめぐるとの諸問題および自由銀行法の成立については大森(2019)63-96頁を参照。

式割り当てに絡むといった疑惑まで取りざたされ、安全基金法の銀行検査体制にまで不信の目が向けられるようになる。

こういった安全基金法のもとでの相次ぐ銀行不正の発生に追い打ちをかけるように、1837年恐慌によるニューヨーク州（だけでなく全米各地で）正貨払いの全面停止という事態が勃発する。こうした特許主義を前提とした安全基金法に基づく州銀行システムに対する社会的不信の蓄積や恐慌時の機能不全の発生が、徹底した自由銀行主義者であったロコフォコズの台頭を招き、1838年にこれまでの特許主義を廃止し銀行業への参入障壁を大幅に引き下げた自由銀行法が成立するに至った。これを機にニューヨーク州だけでなく同法をモデルとした自由銀行制度が多くの州に普及していく。

ニューヨーク州自由銀行法でも州法銀行に対する財務報告規制は以下の通りかなり詳細に定められていた。ただし自由銀行法は1838年に成立して以降早くから数回改正されており、そのなかで財務報告規制も当初のものからいくつかわり変えられている。1838年の当初法から強化改善された財務報告規制が採用されていたわけではなかった。そこではまずは1838年法における財務報告規制から紹介し、そのあとで改正法による改正点を列挙する¹⁵⁾。

まず、自由銀行法の対象となる銀行は、同法の規定に従って設立された銀行である。以前の安全基金法に基づいて特許の交付を受けている州法銀行は引き続き1827年一般銀行法と1829年安全基金法の財務報告規制に従わなければならない。当時のニューヨーク州の銀行システムは特許銀行と自由銀行の二重制度であった¹⁶⁾。

1838年自由銀行法では、つぎのような銀行の財務報告に関する包括的な規定が設けられた。まず同法に従って設立されたいわゆる自由銀行は、毎年1月および7月の月曜日に州監督官が定めた様式に基づく財務報告書を作成し、州監督官に提出することが義務付けられた（第26条）。また財務報告書の内

15) 1838年自由銀行法および一連の同法改正法の条文については、Cleaveland (1864=1980) pp. 81-208を参照。

16) 大森 (2019) 98頁。

容の適正性を証明する銀行の頭取または出納係による宣誓書もあわせて提出しなければならない(第26条)。

自由銀行が財務報告書に最低限記載しなければならない項目は以下のとおりとされた(第26条)。すなわち、払込資本額(第1項)、銀行が所有する不動産の全部または銀行業を営むうえで必要であるとして銀行が占有している部分の価値(第2項)、銀行が直接投資としてまたは担保として保有する株式の銘柄、数量、価値(第3項)、他銀行、法人または事業組織等の貸付先ごとの貸付金額、債券、担保その他の証書による保証額、銀行の損失として算定されなければならない額(第4項)、要求払い債務とそれ以外の債務の額の区分表示、法人銀行、銀行以外の法人、または事業組織ごとに区分(第5項)、銀行が債務として認識していない請求権の金額(第6項)、銀行が発行した手形、銀行券、その他債務証書の額(第7項)、当期の損失の額および当期に行った配当宣言額および支払配当額。なお損失額は資本に賦課したかそれとも利益に賦課したかを区別して表示すること(第8項)、他行との債権債務および正貨の直近6カ月間の月次平均残高、および発行銀行券の総額とそのうちの流通分についての直近6カ月間の毎月1日時点の残高(第9項)、全ての株主からの借入額の直近6カ月間の月次平均残高および同期間の最高額(第10項)、直近6カ月間における資本金増加額および増資を引き受けた新たな株主または前期末以降に資本の払い戻しを受けた株主の氏名(第11項)。以上の規定は上述した1827年一般銀行法の第20条および第21条と実質的に同一であるといわれているが¹⁷⁾、1827年一般銀行法第20条第7項の偶発債務の記載の義務化は1838年自由銀行法には存在しない。

さらに1838年自由銀行法では、州監督官は、銀行が提出した財務報告書を、各銀行が費用を負担する形で、提出銀行の店舗が所在する郡で発行されている新聞および州の出版物上で公表することが義務付けられた(第26条)。

財務報告書の提出が各期末日から1カ月以上遅れた場合やその内容が上述の諸規定に反していた銀行は訴追され、解散させられる場合もある(第27条)。

17) Cleaveland (1864=1980) p. 103, footnote 44.

なお利益及び配当に関して、1927年一般銀行法と同じく資本金額が設立時点の金額を下回っている場合には、それが株主からの増資または当期利益の振替えによって回復されるまでは配当やその原資となる利益剰余金の計上が禁止されているが（第27条）、同条には1827年一般銀行には見られた損失の計上に関する規定はみられない。

以上が1838年自由銀行法で採用された財務報告規制であるが、1840年5月の改正自由銀行法によってさっそく以下のような修正が施された。まず自由銀行法に基づき設立された銀行の検査主体が州監督官から銀行委員会に変更された。この改正によって銀行委員会は全ての銀行の検査責任を負うこととなった（第11条）。また銀行委員会に対して帳簿、書類、その他検査に必要な事物の提出を拒否してはならないことも明記された（第12条）。さらに銀行委員会の委員数が1名追加された（第13条）。この検査主体の変更によって、銀行委員会を柱とする安全基金法における銀行検査体系が自由銀行制度に基づく自由銀行にも援用されることになった¹⁸⁾。

さらに翌年1841年5月の改正自由銀行法で、前年における検査主体の変更に対応して財務報告書の提出先が州監督官から銀行委員会に変更された。またそれだけでなく、その提出回数が年1回に、また提出期限が1月20日までにそれぞれ変更された（第1条）。また財務報告書に最低限記載すべき内容にも若干変更が生じた。1841年改正法第2条では1838年法には盛り込まれていなかった銀行が保証人となっている偶発債務の記載の義務化が復活し（第7項）、また報告期間が年次に変更されたことにあわせて、発行銀行券、貸付および割引、手元正貨の残高については、直近6カ月間の月次平均ではなく7月1日時点の残高を報告するよう変更され（第9項）、そして新たに発行銀行券の担保として州監督官に預託している不動産貸付および州債の額面と確認できた直近の市場価値、各利払い日およびその受取人が銀行であるか州監督官であるかの明記が追加された（第11項）。また提出先の変更とともに、公費に基づいて財務報告書の様式および作成指針を定め、その複写を銀行に送

18) 大森（2019）101-102頁。

付する義務も銀行委員会に変更された（第4条）。最後に、1838年法で新設された、提出された財務報告書の地方新聞または州の出版物上での開示義務が削除された（第5条）。

ところが自由銀行法の財務報告規制は、1843年4月に成立した銀行委員会廃止法によって再度大幅に変更されている。まず同法で銀行委員会が廃止され、銀行検査の主体が州監督官に再変更された（第6条）¹⁹⁾。そして特許銀行を含むすべての銀行は、以下の項目を含む財務報告書およびその内容に対する銀行役員及び出納係による宣誓書の提出回数が、1841年改正法の年1回から四半期（ただし提出日は毎年2月、5月、8月、11月の1日に変更、また同法の初適用時は1843年8月の第一月曜日）に増加され（第3条）、自由銀行法と1827年一般銀行法および1829年安全基金法とで提出回数が統一された。また次の項目が四半期報告書の最低記載事項として定められた（第3条）。すなわち、貸付および割引、当座貸越残高、他行預け金、自行役員への貸付金、ブローカーへの預け金、不動産、正貨、現金項目、株式および約束手形、支払能力のある銀行の銀行券、営業停止銀行の銀行券、損失および費用勘定、資本金、発行銀行券（新旧紙幣で区分）、利益、他行預金、個人預金、州財務官および運河基金委員会からの預金、要求払い預金、上記以外の債務。

さらに州監督官に対する、提出された四半期報告書を各銀行の費用でもって各銀行が所在する郡で発行されている新聞上で公開する義務が復活した（第3条）。

さらに財務公開に関して、州監督官は提出された四半期報告書およびその要約版を毎年2月、5月、8月、11月の20日までに1つの冊子形態で公表することも義務付けられ、その費用は州内の全銀行が資本金額に応じて負担することとされた（第4条）。またあわせて銀行の四半期報告書の提出期限はこの冊

19) また第6条で州監督官は必要に応じて銀行検査の担当および従来の銀行委員会に与えられていた各種権限を行使することができる代理人を任命することも認められた。また同条では検査費用についても新たな規定が設けられ、原則として全州法銀行から資本金額に応じて徴収するが、検査の結果四半期報告書の虚偽表示や違法行為が発見された銀行が存在した場合は、この銀行が全額負担する。

子の公表期日である各月20日までとなり、この期日までに提出できなかった場合には100ドルと州監督官が公表する四半期報告書の冊子の出版費用の合計額が罰金として科される（第4条）。さらに2四半期連続で期日までに提出しなかった場合には特許交付を受けている州法銀行の場合には特許の取消、自由銀行法に基づく自由銀行の場合には銀行業の特権の取消がなされ、さらに支払不能銀行に対して自由銀行法が規定する方法に沿って起訴され、事業停止の判決が下される可能性もある（第4条）。

このほかにも州監督官は、提出された四半期報告書の内容あるいは実地検査などそれ以外の方法によって銀行の資本金が減資や損失の計上によって減額していると判断される場合には、当該銀行に対して資本金額が回復するまでの間当該減額分に相当する銀行券の回収を命じることができる。

以上がニューヨーク州で成立した自由銀行法その他の州法に基づく財務報告規制の原型である。その後、1847年12月の銀行委員会廃止法の改正法で、四半期報告書の期末日が3月、6月、9月、12月のいずれかの土曜日のうち、各四半期の開始月の第一火曜日までに州監督官が決定した日に変更され²⁰⁾、またこれにあわせて財務報告書および宣誓書の提出日が2月、5月、8月、11月の1日までに変更された（第1条）。また財務報告書への記載事項に関して1843年改正法から他行預け金が削除された（第1条）。このほかに、同改正法では、州監督官による提出財務報告書の新聞紙上での公開義務に関して、各行個別の財務報告書のほか、アルバニーまたは新聞が発行されている郡に所在する各銀行の資本金、発行銀行券および預金、正貨および現金項目、公債、民間証券の各総額も掲載することが追加された（第1条）。

また決算日および提出日の変更にあわせて、州監督官に義務付けられていた提出財務報告書及びその要約の冊子形式による発行期限が、毎年2月、5月、8月、11月の25日までに変更された（第2条）。なお発行費用は改正前と同じく原則として各行の資本金額に応じて銀行の負担とする点、当四半期

20) あわせて州監督官は、期末日を決定した日の翌日から6日連続で州都アルバニーの地方紙または州の広報物にその旨を掲載するか、あるいは直接銀行に通知して期末日を周知することも義務付けられた（第1条）。

の四半期報告書を提出していない銀行には100ドルの罰金とともにこの発行費用の負担も課す点、および2四半期連続で四半期報告書を未提出の場合に処分が特許の取消や銀行業の特権のはく奪にまで及ぶ点については変更はない。

1847年改正法では、提出された四半期報告書が不正確または不十分である場合、あるいはその内容の結果提出銀行の安全性に問題が生じていると判断されるには、数名の専門家を検査官として任命して銀行の検査を実施させる義務が州監督官に課せられた（第3条）。検査官は帳簿および口頭での聞き取り検査を実施し、検査結果に宣誓し、それを州監督官に報告する。また結果報告書は四半期報告書と同じ方法に沿って公表される。自由銀行法において銀行検査の方法がこのように明示されたのは今回の改正法がはじめてであり、また州政府によって直接任命された監督官や銀行委員会以外の第三者を銀行検査官として登用することを認めたのも同改正法がはじめてである。

さらに1853年に成立したニューヨーク市で営業する銀行に関する法律では、ニューヨーク市中銀行に対してのみ、四半期報告書の提出に加えて、貸付及び割引、正貨、預金、発行銀行券の一週間の平均残高を記載した財務情報を頭取または出納係の宣誓に基づいて作成し、それを翌週火曜日に州監督官が指定した新聞に、銀行の費用でもって掲載することが新たに義務付けられている（第1条）。この追加の公開義務を拒否したり2週間連続で不掲載になった場合には、特許の取り消しや裁判を経て事業停止を命じられる可能性もある（第2条）。

こうして特許主義時代の1827年一般銀行法による銀行検査制度の導入とそのための銀行財務報告規制の制定から、1829年安全基金法による両者の強化を経て、最終的に1838年に成立しその後数回の法改正を経た自由銀行法のもとで、ニューヨーク州の銀行財務報告および公開規制が確立した。

II ニューヨーク州法銀行の財務報告実態

前節でみてきたように、19世紀前半期におけるニューヨーク州の銀行財務報告規制は1827年一般銀行法にはじまり1840年代における自由銀行法の数度の改正を経て確立するに至った。なかでも自由銀行法ではじめて採用された財務報告書の新聞上での一般公開の義務化という規定は、この財務報告規制が銀行監督を担う州政府機関への財務情報の提供という公的目的や銀行株主のみを対象とした狭い私的開示目的だけでなく、新聞読者である一般市民を財務情報の受け手として位置付け、公衆の利害という公共的観点に立った財務公開規制が志向されていたことを示唆している。またこの新聞上での銀行財務報告書の公開制度はその後ニューヨーク以外の多くの州でも採用されている²¹⁾。

ところで、当時銀行は実際にどのような財務報告書を作成し、また新聞上にはどのような財務情報が開示されていたのであろうか。つぎに当時の新聞記事のなかから銀行財務情報の開示例をいくつか紹介しよう。なお当時の新聞記事は、GALE社の新聞記事データベース*19th Century U.S. Newspapers*を通じて入手した。

当時の財務報告書が必ずしも複式簿記に則った財務諸表の形式を採っていないことは、図1のような掲載例から明らかである。図1は1839年7月22日付Morning Herald紙に掲載されていたThe Chelsea BankとThe Binghampton Bankの財務報告書である。いずれも1838年自由銀行法に基づいて設立された銀行であり、掲載された財務報告書は自由銀行法の規定に沿って作成され州監督官に提出されたものである。図1を一瞥すれば分かるように、いずれの報告書もただ所定の項目とその金額が縦列に列挙されているだけであり、貸借で区分されていなければ、資産、負債、資本の区別も付けられていない。さらに2行の報告書を比較すると、項目の並びも不統一である。これでは2行の発行銀行券が資本金や安全資産によって十分保全さ

21) 奥田(1929)322頁。

れていたかどうかを読み取るのはそう簡単ではない。とくにいま取り上げた The Chelsea Bank は1840年に、また The Binghampton Bank は1841年にそれぞれ経営破綻していることを踏まえると²²⁾、両行の安全性はこの時点で相当悪化していた可能性もある。しかしそれをこの財務報告書から読み取ることは困難であろう。このような形式の財務報告書の開示例は、自由銀行法成立当初の時点では新聞紙上で多く確認される²³⁾。

図 1 列挙式の財務報告書

①Statement of the Chelsea Bank

Capital,	\$500,000
Real estate,	8,000
Stock held absolutely 123 shares Chelsea Bank,	12,500
Arkansas 6 per cent,	58,000
Stock held as security, 656 shares Chelsea Bank,	65,600
18 bonds Offerman Railroad,	18,000
Bonds given by stockholders,	398,000
Discounts,	38,287
Depositors,	28,800
Circulation,	47,002

②Statement of the Binghampton Bank

Capital,	\$100,000
Discounts,	8,638
Deposites in New York,	9,582
Specie,	2,512
Deposites,	6,148
Circulation,	14,398
Overdrafts of individuals,	238

(出所) Morning Herald (1839b).

22) 大森 (2019) 103頁。

23) 図 1 のほかにも、1839年7月11日付 Morning Herald 紙の The Bank of Waterville, The Mechanics Bank of Buffalo, 1839年7月26日付同紙の The Bank of Commerce, The Bank of Central New York, The Farmers' and Mechanics' Bank of Genesee, 1839年7月29日付同紙の The Bank of Vermon, The Delaware Bank, The Exchange Bank of Genesee, 1839年8月3日付同紙の The Mechanics' Banking Association など多数の事例が確認される。

以上のような項目を列挙しただけの報告書に対して、貸借対照表の形式で財務報告書を提出していた事例も存在する。その一例として、1839年11月21日付 Morning Herald 紙に掲載されていた The City Bank of Buffalo の財務報告書を紹介する(図2)。なお本記事によるとこれは1839年1月に提出された財務報告書であるので、掲載日からすればかなり古いものになる。また The City Bank of Buffalo は1836年に安全基金法に基づく特許の交付を受けて設立された州法銀行であるため、この財務報告書は1827年一般銀行法および1928年安全基金法に基づいて作成および提出された四半期報告書であると思われる。

この財務報告書は左側が資産、右側が負債および資本となっており、貸借対照表の形式を採っている。しかし資産側の科目をみると、上から4番目は費用(expense) 19,510ドルと表示されている。また負債および資本側の科目には利益(profit) 19,605ドルと表示されている。したがってここでの利益は貸借対照表科目としての利益剰余金または未処分利益を表しているのではなく、それに当期の総収益も合算された金額になっている。その結果885,663ドルという資産または負債(および資本)合計額は、正確に資産と負債(および資本)の期末残高を表現しているのではなく、本来そこに含まれるべきではない当期の費用と収益までもが混入してしまっている。つまりこの貸借対照表は実際には損益計算書が合算された試算表の形式を採っており、そのかぎりで貸借対照表としては不正確である点に留意する必要がある²⁴⁾。

24) 笠井(2005)は試算表の会計の本質について、試算表は単なる検算表にとどまらず「企業の経済活動の全体像を総括したものとして、会計上の実質的意味を荷なっている」(101頁)という。この理解の基底にはいわゆる資本循環公式を基礎とした企業資本等式という笠井氏独自の会計観があるが、本稿で示した試算表形式の貸借対照表は、この笠井氏の考えが会計計算構造の抽象的原理だけでなく、具体的現実的かつ過渡的な財務諸表形態をも射程に据えたものであるということ強く支持しているといえる。

図2 不正確な貸借対照表形式の財務報告書

Statement of the City Bank of Buffalo

Resources.		Liabilities.	
Loans,	655,739	Capital,	400,000
Real estate,	27,128	Circulation,	298,355
Overdrafts,	684	profits,	19,605
Expenses	19,510	Canal fund,	31,601
Bank fund,	2,333	Deposites,	67,691
Specie,	40,603	Due banks,	68,311
Notes of banks,	48,418		
Checks,	3,195		
Funds in New York & Albany	85,261		
Due from banks,	2,792		
	\$885,663		\$885,663

注) 負債の合計額は実際には\$885,563である。

(出所) Morning Herald (1839f).

このような不正確な貸借対照表に対して、正確な貸借対照表の形式をとっていた財務報告書の例が図3である。これは、1848年7月15日付 The New York Herald 紙に掲載された Canal Bank of Albany の1848年3月4日を期末日とする貸借対照表である。この貸借対照表にも資産側に損失および費用勘定という科目は記載されているが金額は計上されていない。したがって負債側の利益勘定の金額は総収益ではなく未処分利益を表しており、また資産および負債の合計額は文字通り資産総額または負債資本総額を正確に表していることになる。なお、この貸借対照表は作成日から1847年の銀行委員会廃止法改正法に基づいて設定されたものと思われる。

図3 正確な貸借対照表形式の財務報告書

Statement of Canal Bank of Albany		
Resources.		
Loans and Discounts	\$619,896.98	
Loans and Discounts to Directors of this Bank	<u>81,074</u>	700,971
Loans and Discounts to Brokers		9,000
Real Estate		51,889
Bonds and Mortgages		3,552
Stocks and Promissory Notes		27,021
Due from Directors of this Bank other than for Loans and Discounts		—
Due from Brokers other than for Loans and Discounts		—
Loss and Expense Account		—
Overdrafts		3,085
Specie		8,920
Cash items		56,703
Bills of solvent Banks on hands		86,158
Bills of suspended Banks on hand		1,022
Due from Banks		243,579
Bank Fund		<u>13,000</u>
		\$1,204,846.80
Liabilities.		
Capital		\$300,000.00
Profits		16,227
Bank Notes issued and in circulation	3,815	
Bank Notes issued and on hand	<u>34</u>	3,781
Registered Bank Notes received from the Comptroller	245,155	
Registered Bank Notes received from the Comptroller, on hand	<u>89,580</u>	155,575
Due Treasurer of the State of New York		—
Due Depositors on demand		139,816
Due individuals for dividends		76,580
Due Banks		6,264
		<u>506,604</u>
		\$1,204,846.80

注) 資産の合計額は実際には\$1,204,901.20である。

(出所) The New York Herald (1848).

ただし図3のような純粋な貸借対照表の形式をとると、今度は法定されている諸項目を正しく記載しているとはいえないおそれが出てくる。それはまさに上述した損失および費用勘定の金額を表示できてない点にある。したがって、自由銀行法で表記を義務付けられた項目を全て財務報告書に盛り込むためには、図2で紹介したような試算表の形式を採るか、あるいは試算表形式の貸借対照表から費用および損失勘定と収益勘定を分離して損益計算書として独立表記し、そして貸借対照表の利益勘定の金額を総収益から未処分利益に修正するしかない。しかし当時損益計算書の作成と提出義務はまだ銀行に課されてはならず、提出された試算表形式の貸借対照表を損益計算書と貸借対照表に分離して新聞紙上に記載するという事例も発見できなかった²⁵⁾。19世紀前半当時の銀行会計実務を詳解し、複式簿記に基づく帳簿システムの体系化を唱えたGibbons(1859=1968)においても、紹介されている貸借対照表はやはり図2のような試算表の形式を取っている(図4)。ただし図4の形式では、負債側の利益勘定が未処分利益(または損失)と当期の収益に区分してあるので、この部分と資産側の費用勘定とを取り出して独自に損益計算書を作成することが可能になっており、あわせて貸借対照表の利益勘定も当期純利益計上後の未処分利益額に修正し、正確な貸借対照表に直すことが可能になっている。この点は図2との違いになっている。もっとも、図4は図5のようにいわば貸借対照表の負債資本側に損益計算書を組み込む形に修正すれば、損失および費用勘定を貸借対照表本体に表示しながら貸借対照表としても正確な形式を維持できている。

25) 銀行に対する損益計算書の作成義務は、1869年の改正国法銀行法から国法銀行に対して導入されたのが最初である。ただしこの時義務化された損益計算書は、総収益から営業費用および政府債に係るプレミアムの引当額を控除し、さらに不良債権に係る損失およびその戻入益を加減して当期利益を算出するという非常に簡素な様式であり、さらに損益計算書は銀行が配当宣言を行った日から10日以内の任意の日を決算日として作成することとされており、貸借対照表の作成日とは異なっていた(Robertson(1968) pp. 71-72)。ここでの当期利益の計算目的は、利益残高の把握と配当の合法性の評価に置かれており、正確な期間損益計算とそれによる銀行の経営成績の詳細な把握は、銀行検査の課題とされていなかった(Cook(1910) p. 334)。

図4 Gibbonsの貸借対照表

STATEMENT, FEB. 18, 1857, OF THE COMMERCIAL BANK

	\$	c.	\$	c.		\$	c.	\$	c.
Resources:					Libabilities:				
Bills discounted			7,382,812	96	Capital			5,000,000	00
Loans on demand			400,000	00	Profit and loss in reserve			301,378	20
Expense account			1,640	00	Exchange account	1,250	16		
Securities deposited with the Bank Departement, consisting of Stocks of the U. S. and of the State of New York			416,490	66	Interest account	1,500	00		
Cash on hand:					Discount received	107,047	74	109,797	90
Commercial Bank notes	102,524	00			Circulation:				
Cash items — 1st Teller, 8,423.10					Bills on hand (see oposite)	102,524	00		
2d " 14,200.00					Bills in circulation	255,724	00	358,248	00
3d " 7,982.23					Unpaid dividends			5,276	50
	30,605	33			Due depositors				
Bills and checks of city banks	1,127,205	33	4,051,833	73	City depositors	3,989,059	23		
Specie	2,791,499	07	179,916	81	Foreign banks	2,262,710	22		
			181,403	07	Certified checks outstanding	444,999	71		
Real estate					Certificates of deposit			6,696,769	16
Treasury Notes								142,627	47
			12,614,097	23				12,614,097	23

(出所) Gibbons (1859=1968) pp. 236-237.

図5 図4の修正貸借対照表

STATEMENT, FEB. 18, 1857, OF THE COMMERCIAL BANK

	\$	c.	\$	c.		\$	c.	\$	c.
Resources:					Libabilities:				
Bills discounted			7,382,812	96	Capital			5,000,000	00
Loans on demand			400,000	00	Profit and loss in reserve			301,378	20
Securities deposited with the Bank Departement, consisting of Stocks of the U. S. and of the State of New York			416,490	66	Exchange account	1,250	16		
Cash on hand:					Interest account	1,500	00		
Commercial Bank notes	102,524	00			Discount received	107,047	74	108,157	90
Cash items — 1st Teller, 8,423.10					Expense account	(1,640)	00		
2d " 14,200.00					Circulation:				
3d " 7,982.23					Bills on hand (see oposite)	102,524	00	358,248	00
	30,605	33			Bills in circulation	255,724	00	5,276	50
Bills and checks of city banks	1,127,205	33	4,051,833	73	Unpaid dividends				
Specie	2,791,499	07	179,916	81	Due depositors				
			181,403	07	City depositors	3,989,059	23		
Real estate					Foreign banks	2,262,710	22		
Treasury Notes					Certified checks outstanding	444,999	71		
			12,612,457	23	Certificates of deposit			6,696,769	16
								142,627	47
								12,612,457	23

(出所) 筆者作成。

以上みてきたように、1927年一般銀行法で導入されて以降、幾たびかの変遷を経た銀行の財務報告規制のもとで、銀行の財務報告書は当初は法定の各項目の金額をただ列挙しただけの、したがって複式簿記の形式に則った財務諸表という形式をとっていないたんなる報告書からはじまっていたが、自由

銀行法の成立時期から貸借対照表の作成が普及していったように推測される²⁶⁾。ただしここでいう貸借対照表は図2で紹介したように実際には試算表形式をとった不正確な貸借対照表が一般的であった、あるいは財務報告規制を遵守しようとするればその形式を採らざるを得なかったといえる。試算表形式を採っているため実際には貸借対照表と損益計算書を同時に作成、提出、公表していることになるわけだが、図4のように貸借対照表上の利益勘定の金額が未処分利益と当期の総収益とに区分されていない以上、新聞上で公表された貸借対照表から新聞読者が自力で損益計算書を分離して貸借対照表を正確なものに修正する事は不可能である。1827年一般銀行法に始まり1840年代の自由銀行法で落ち着きを見せる一連の銀行財務報告および公開規制のもとでは、複式簿記を基礎とする当期利益を結節点とした貸借対照表と損益計算書の連携関係が意識されないままかえって詳細な規定が設けられたがゆえに、不正確な貸借対照表の作成が当時の銀行の会計実務として慣行化していったものと想像される。

Ⅲ 自由銀行法における銀行財務報告規制の意義と限界

(1) 一般市民への財務公開の積極的意義

銀行規制の一環として財務報告の作成とその一般公開が制度化されたことで、銀行券保有者としての一般市民における銀行の財務情報への関心は大きく高まったものと思われる。しかしその一方で、こうした財務公開規制によって公衆はむしろ銀行の財務報告書がその経営実態を適正に反映していると誤認させられていたという辛辣な批判も投げかけられていた²⁷⁾。そこで本節では当時の銀行の財務報告規制の意義と限界について、いくつかの事例を

26) Bodenhorn (2002) は1929年安全基金法に基づいて銀行が提出していた財務報告書を四半期貸借対照表といているが (Bodenhorn (2002) p. 160), この時点で全ての銀行が確実に貸借対照表の形式で財務報告書を作成し、提出していたかは定かではない。また当時の貸借対照表が本稿で指摘したような不正確性を宿したものであった点も見逃している。

27) Cleaveland, (1864=1980) p. xlvii.

もとに考察を行う。

もとより1827年一般銀行法に始まる財務報告規制や1829年安全基金法から明示的に法制化された銀行検査制度の目的は、それまでも幾度となく繰り返されてきた、放漫な銀行経営や銀行券の濫発による信用不安、通貨不安の克服であった。したがって銀行資産の保全や健全経営を確保し、債権者としての預金者や銀行券保有者とくに当時は後者を銀行破綻による銀行券の減価から保護することが銀行検査の主要な目的とされていた²⁸⁾。銀行業への参入障壁が一挙に引き下げられた自由銀行法のもとではこうした銀行検査や財務報告規制の趣旨は州政府によっていっそう重視されていたはずである²⁹⁾。

こうした制度目的に鑑みると、州内や地元地域で営業する銀行の主な銀行券保有者である一般市民が銀行の財務情報を容易に入手できるように、大衆の情報源として当時重要な役割を担っていた新聞紙上で銀行の財務報告書の公開を義務化するという方法は、公開することで銀行経営者の自律的経営を促すという作用も含めて、きわめて自然な財務公開手法であったと言える。この財務公開規制を通じて、一般市民が開示情報をもとに積極的に銀行を評価し、市民間での銀行の評判が銀行経営者に自律的な健全経営を促すという

28) 1849年のNY上院に提出された報告書によると、当時銀行券 (note) の所有者は銀行の非自発的な債権者とみなされており、自発的な債権者である預金者とは区別されていた。そして自発的な債権者であることから銀行の損失に対して銀行券の所有者と同程度の保護を預金者に保証する必要はないとみなされていた。その後1850年代に預金残高が資本金や発行銀行券の残高を大幅に上回るほどに急増し、さらに1857年恐慌で銀行破綻の危機に直面したことから、預金者保護の必要性が唱えられるようになり、この預金者保護の観点はその後国法銀行法に継承されたとされる (Holdsworth (1911) p. 219)。

29) 1838年自由銀行法における銀行の設立要件は、最低払込資本金10万ドルの準備 (第15条) だけであり、さらに銀行券を発行する場合には、発行総額に等しい額の各種公債 (政府債、ニューヨーク州債、州監督官が承認した他州債) (第2条)、年利率または半年利率6%以上の不動産抵当証書 (ただし発行総額の半額を上限とし、また担保物件は改善され生産的になったニューヨーク州内の抵当権未設定の土地 (建物は除外) であり、かつその価値が貸付額の2倍以上であること (第8条)) のいずれかを州監督官に預託すること、および発行総額の12.5%に等しい正貨準備 (第33条) が条件とされた。なお、正貨準備の要件はその後1840年5月の改正自由銀行法で廃止され、また預託資産についても数回の変更を経たのち最終的には政府債とニューヨーク州債のみとされた (片山 (1967)) 135頁、西川・松井 (1989) 10頁)。

機運も高まったはずである。

この点に関する興味深い事例として、1840年2月14日付の Morning Herald 紙に掲載された、同紙が独自に行ったニューヨーク市中銀行の財務分析 (Morning Herald (1840)) を紹介しよう。同紙は Bank of the State of New York, Phenix Bank, Merchants' Bank, Bank of New York の4行を取り上げ、銀行委員会から受け取った各行の財務報告書を基に独自の分析を試みている。また同紙は分析が銀行の提出済財務報告書に基づくものであることの証拠として、Bank of the State of New York の財務報告書も掲載している。そこで Bank of the State of New York を取り上げ、図6に掲げている同行の貸借対照表と図7にある同紙による財務分析結果を比較しながら、まずは同紙の分析手法のプロセスからみていく。

図6 Bank of the State of New Yorkの財務報告書 (1840年1月)

<i>Resources.</i>		<i>Liabilities</i>	
Loans,	2,278,720	Capital,	2,000,000
Real Estate,	245,500	Circulation,	247,365
Stocks,	373,241	Profits,	99,979
Over drafts,	1,713	Dividends,	7,591
Expences,	17,237	Deposites,	926,519
Bank fund,	22,301	Due banks,	524,931
Specie,	375,809		
Notes of banks,	370,296		
Cash items,	18,354		
Due from banks,	103,214		
	<hr/>		<hr/>
	\$3,806,385		\$3,806,385

(出所) Morning Herald (1840).

図7 Bank of the State of New York, Phenix Bank, Merchants' Bank, Bank of New Yorkの財務分析結果

	Bank of the State of New York		Phenix Bank		Merchants' Bank		Bank of New York	
<i>Cash Assets.</i>								
Bank Notes,	139,250		139,250		644,032		378,806	
Checks, &c.	18,354						3,782	
Specie,	375,809	764,459	184,187	323,437	431,731	1,075,763	256,185	638,773
<i>Time Assets.</i>								
Loans and Discounts,	2,278,720		967,832		2,053,578		1,873,649	
Real Estate,	245,500		64,352		84,231		90,000	
Stocks held,	373,241		774,000		210,000		284,000	
Bank Funds,	22,301		45,000		36,453		30,000	
Bank balances,	—	2,919,762	—	1,851,184	42,710	2,426,972	—	2,277,649
Assets,		<u>3,684,221</u>		<u>2,174,621</u>		<u>3,502,735</u>		<u>2,916,422</u>
<i>Cash Debts.</i>								
Deposits,	926,519		613,642		1,098,590		901,284	
Circulation,	247,365		98,402		299,310		521,665	
Dividends unpaid,	7,591		2,355		14,104	1,412,004	6,440	
Bank balances,	421,717	1,603,192	71,228	785,627			18,920	1,448,309
<i>Time Debts.</i>								
Borrowed Money,	—		—				170,610	
Canal Fund,	—		—		181,300	181,300	103,200	273,810
Debts,		<u>1,603,192</u>		<u>785,627</u>		<u>1,593,304</u>		<u>1,722,119</u>
Assets,	3,684,221		2,174,621		3,502,735		2,916,422	
Debts,	1,603,192		785,627		1,593,304		1,722,119	
Excess,		2,081,029		1,388,994		1,909,431		1,194,303
Consisting of Capital,	2,000,000		1,500,000		1,490,000		1,000,000	
Profits,	99,979		—		433,195		196,594	
	2,099,979				1,923,195		1,196,594	
Less Expences and over drafts	18,950	2,081,029	111,006	1,388,994	13,764	1,909,431	2,291	1,194,303
From the excess deduct loss on loans and discounts, not good, say 10 per cent	22,872		96,783		205,357		187,364	
On Real Estate 20 per c.	49,100		12,870		16,846		18,000	
On Bank Fund ½ do	11,151	288,123	22,500	132,153	18,226	240,429	15,000	220,364
		<u>1,792,906</u>		<u>1,256,841</u>		<u>1,669,002</u>		<u>973,939</u>
Capital deficiency (surplus)		<u>207,094</u>		<u>243,159</u>		<u>(179,002)</u>		<u>26,061</u>
		<u>\$2,000,000</u>		<u>\$1,500,000</u>		<u>\$1,490,000</u>		<u>\$1,000,000</u>

注) bank balanceは銀行間預金の純額として表示。

(出所) 図6と同じ。

同紙は最初に貸借対照表に表記されている資産のうち他行銀行券、現金項目、正貨を当座 (cash) 資産に、また貸付及び割引、不動産、株式、銀行基金を長期性 (time) 資産に区分している。なお、ここでの長期性の意味は債務証券の提示や返済の通知を行わなければ回収を行うことができないというものであり、実際の償還日の長短によるものではない。ここでは資産として計上されている費用勘定はいみじくも除外されている。また同じく負債も預

金、発行銀行券、未払配当金、他行預かり金といった要求払いの性質を持つ負債を当座負債に区分し、借入金と運河基金を長期性負債に区分している。なお他行預け金と他行預かり金は相殺後の純額のみ表示してある。

この区分に沿って Bank of the State of New York の資産負債を整理した結果、図7にあるように資産総額は3,684,221ドルとなっている。図6の貸借対照表からは当座貸越1,713ドル、費用17,237ドル、他行預け金103,214ドルが除外されている。また負債総額も1,603,192ドルとなっており、貸借対照表の負債からは資本金2,000,000ドルと利益99,979そして他行預かり金524,931ドルのうち資産側の他行預け金103,214ドルが相殺消去されている。

こうして独自に資産と負債を整理して両者の差額2,081,029ドルを弾き出している。そしてつぎに資本金および利益の合計額から費用および当座貸越の合計額を差し引いた残額すなわち自己資本を先ほどの資産超過額と比較して貸借一致を確認したあと、最後にこの自己資本額を同紙が独自に見積もった評価損と比較して、実質的な資本欠損の有無及びその程度を算出している。評価損はそれぞれ貸借対照表上の貸付及び割引の10%、不動産の20%、銀行基金の50%と仮定して算出されており、Bank of the State of New York の場合合計で288,123ドルの損失となっている。この評価損を先ほどの自己資本額2,081,029ドルから差し引いた金額1,792,906ドルが Bank of the State of New York の実質的な純資産額となっており、したがって207,094ドルの資本不足が生じているというのが同紙の最終的な分析結果となっている。同紙は同様の手法でほかに Phenix Bank, Merchants' Bank, Bank of New York の3行の分析も行っており、その結果 Merchants' Bank だけが自己資本の欠損を免れているという評価を下している。さらに分析結果だけの記載にとどめているが、同様の手法を用いた場合およびさらに保有株式の20%の評価損を追加計上した場合 (Bank of the State of New York の場合74,648ドルの評価損を追加計上) の全ニューヨーク市中銀行の1840年1月時点における資本充足度の分析結果も掲載していた (図8)

図8 ニューヨーク市中銀行の資本欠損状況 (1840年1月)

	Deficiency (surplus) not including stocks	Deficiency (surplus) including stocks at 20 per cent decline.
Bank of America	\$81,488	\$217,193
Mechanics' Bank	\$86,110	\$152,780
Bank of the State of New York	\$207,094	\$281,742
Phenix Bank	\$243,159	\$397,959
Bank fo New York	\$26,061	\$82,881
Uion Bank	\$36,476	\$36,476
National Bank	\$8,179	\$20,179
City Bank	\$18,902	\$18,902
Leather Manufactures' Bank	\$33,496	\$35,089
Commercial Bank	\$60,881	\$63,881
Layfayette Bank	\$61,552	\$61,552
Butchers and Drovers Bank	\$62,594	\$62,594
Seventh Ward Bank	\$32,395	\$32,395
Tradersmans' Bank	\$10,687	\$10,787
Mechanics' and Traders Bank	\$28,730	\$28,730
Greenwich Bank	\$28,945	\$29,485
Manhattan Company	\$201,486	\$321,853
North River Bank	\$16,933	\$20,933
Chemical Bank	\$11,032	\$11,032
Merchants' Bank	(\$179,002)	(\$137,002)
Merchants' Exchange Bank	(\$5,584)	(\$5,584)
Fulton Bank	(\$37,511)	(\$37,511)

(出所) 図6と同じ。

以上の分析結果から同紙は自己資本の毀損なしに配当を宣言した銀行は皆無であったという結論を導き出している。これは何よりも同紙独自の評価損の計上によるものだが、同紙は1837年恐慌以降の市況状況から見積計上の妥当性を主張している。銀行基金については実質的には0ドルの評価が妥当であるが、今回は50%と甘く評価したほどであるという³⁰⁾。そしてこのような資本不足に陥っている原因として恐慌の影響のほかにも、投機性の高い資産の増加とそれを招いたマネジメントの質の低下を指摘している。

いま紹介した Morning Herald 紙の財務分析手法は、実質的には利益勘定から費用と当座貸越残高を差し引いた残額からさらに独自に算出した評価損

30) 本来債権であり資産であるはずの当座貸越が全額費用とみなされている理由は明示されていない。小切手を現金項目として当座資産に含めるのであれば、当座貸越も同様に扱うべきだと思われる。ただし今回は金額が僅少のためどちらの処理であろうと分析結果にはほとんど影響しない。

を指し引いて利益剰余金の残高を計算しているに等しい。これは貸借対照表が本来の正確な内容、すなわち費用勘定が存在せずまた利益勘定が総収益と未処分利益の合計額ではなく未処分利益だけを表した金額であれば、この未処分利益と評価損を比較するだけで同じ分析結果を得ることができている。Morning Herald 紙による財務分析は貸借対照表が不正確であるがゆえに煩雑なプロセスを経ているといえる。しかし、同紙が言及するように、銀行の財務報告書の読解やその分析を実践できる人物が非常に少なかった当時において、こうした公表貸借対照表から丁寧に銀行の財務情報を分析して銀行経営や発行銀行券価格の適正評価に資するような情報を市民に提供することの意義は大きかったものと思われる。新聞上での財務報告書の開示義務が制度化された直後に同紙が一般市民向けにこのような銀行の財務分析を試みていたことは、財務公開制度の公共的な役割という点を通時的に考えるうえで、非常に意義深いものといえる³¹⁾。

(2) 銀行検査体制および財務報告規制の限界

以上のように銀行財務報告書の一般公開の制度化は情報開示制度としての積極的な意義を有してはいたものの、同時に当時の銀行検査体制や財務報告実務に起因した限界もあわせもっていた。まず検査体制の不十分性についてである。

1829年安全基金法ではかなり厳格な銀行検査体制が敷かれたが、Bodenhorn (2002)によると、上述したような銀行委員会に対する不信だけでなく、そもそも安全基金法に基づく銀行検査の方法は当初から銀行委員会の能力をはるかに超えるものであり、そのため検査はほとんど有効に機能しなかったという。1835年の時点で約90行がニューヨーク州内に存在していた

31) このほかにも例えばGorton (1996)は、自由銀行法時代に銀行券の売買市場の参加者が新聞上あるいは銀行委員会や州監督官が公表する銀行の財務情報をもとに各銀行を評価して良幣と悪幣を判別していた可能性を指摘する。この分析の当否の検証は本稿の課題を超えているので触れないが、当時の銀行財務公開規制の果たした機能を明らかにするうえで有益な示唆を提供している。

が、それをわずか3名の銀行委員（1840年以降は4名に増員）が毎四半期に分担して各店舗に訪問し帳簿の検査や聞き取り調査を完遂するのは不可能であり、それでも検査を終了させる必要性から、銀行委員は細部まで検査を行き渡らせることができず、法令違反や粉飾決算を放置ないし黙認せざるを得なかった可能性を指摘している³²⁾。

自由銀行体制への移行後、銀行委員会は一度はニューヨーク州内の全銀行の検査権限を掌握するに至ったが、しかし同時に頻発していた安全基金法に基づく州法銀行の相次ぐ支払不能や破綻のなかで検査主体としての力量不足や不信の声が再び爆発し、最終的に1843年に廃止されるに至っている³³⁾。しかし再び銀行の検査主体となった州監督官のもとでも検査体制の充実や検査官の能力の向上はほとんど達成されていなかったといえる。むしろ最低資本金さえ用意出来れば素人でも銀行業に算入できる自由銀行法のもとでは、放漫経営による悪幣の流通や銀行破綻を防止するために検査体制の充実は不可避であったはずであるにもかかわらずである。例えばマイヤーズ（1979）は、州監督官が検査を終えた銀行から次の銀行に向かって急いで移動している間に、検査を終えた銀行から正貨を抱えた誰かが次の銀行まで先回りして正貨準備や支払能力をごまかすといった挿話を用いながら自由銀行体制下の検査実態について言及している。またほかにも Gibbons（1859=1968）は、銀行役員が意図的に宣誓の時間を引き延ばすことで、その間に数時間だけ役員への貸付金を減額したりあるいは配達係が他行まで債務証書を持ち去るなど、虚偽の財務報告書を適正であると検査官に信じ込ませるのに必要なあらゆる不正行為を行うことが可能であり、自由銀行法の財務報告規制や検査官の検査能力ではこうした不誠実な銀行が編み出す創造的な粉飾技法に対処できなかったと指摘している³⁴⁾。

なお、各州の銀行監督当局による州法銀行の検査はその後1863年に国法銀行法が成立して連邦政府の通貨監督官が所管する国法銀行が急増する中

32) Bodenhorn (2002) p. 167.

33) 大森 (2019) 120頁。

34) Gibbons (1859=1968) pp. 323-325.

で、検査能力や検査体制の更なる後退が起きたといわれている。Robertson (1964) では銀行検査体制を敷いていた各州は定期的な財務諸表の提出こそ義務化していたものの、監督官によるその内容の精査や銀行への立ち入り検査が本格的に実施されるようになったのは1880年代になってからであったと指摘しているし³⁵⁾、Stockwell (1910) は、銀行業や会計実務に精通した検査官を抱えていた州はごく一部に過ぎず、総じて州法銀行の検査監督体制は19世紀を通じて未整備状態が続いていたという³⁶⁾。

以上のような銀行検査における監督当局の物理的または能力的な限界のなかで、銀行の財務報告書に対する市民からの信頼は総じて低かった可能性がある。たしかに新聞上での公開義務化によって一般市民に対する銀行の財務情報の提供の拡充が図られ、そのおかげで上述した Morning Herald 紙による独自の財務分析や銀行評価の実践といった積極面もみられた。しかし Cleaveland (1864=1980) によれば、内容の適正性が保証されないままの財務公開の義務化は、かえって銀行の財務報告書が銀行の財務実態を適正に反映しているものと一般市民をだます機能しか果たさなかったという³⁷⁾。また Gibbons (1859=1968) も、ニューヨーク市中銀行の四半期財務報告書は、1853年にニューヨーク手形交換所が設立されるまで一般的に正確性を備えていなかったという³⁸⁾。

もっとも Cleaveland (1864=1980) もまた Gibbons (1859=1968) も、財務報告書の不適切性の原因を検査体制の不備や検査官の能力だけに求めているのではない。Cleaveland (1864=1980) は公開される財務報告書への信頼が低かった原因の一つに、1830年代当時の銀行の会計実務慣行として債権や証券の簿価を過大に評価する傾向があり、その結果時価の低下や債権の不良化を原因とした評価損の計上が行われず、財務報告書上の資産簿価は公正な評価額の数倍の額で表示されていたという。健全経営を実践している銀行

35) Robertson (1969) pp. 69-71.

36) Stockwell (1910) p. 192.

37) Cleaveland (1864=1980) p. xlvii

38) Gibbons (1859=1968) p. 325.

でさえ、こうした会計処理のせいでその財務報告書は有益な情報を一般市民に提供しなかったといい、当時の財務報告規制に対する Cleaveland の評価は非常に厳しい³⁹⁾。Bodenhorn (2002) でも、銀行委員会には、当時問題となった投機的な不動産融資に傾斜する銀行や、支払不能状態の銀行に対して、銀行の資産を時価評価することを強制する権限を有していなかったとされる⁴⁰⁾。たしかに、第 I 節で紹介したように当時の財務報告規制においては、1827年一般銀行法で規定された一定の条件を満たした事実上の回収不能債権や未収利息を損失として処理することが義務付けられていただけであり、それ以外の例えば時価の下落などが原因で生じた評価損の認識までは法律上求められていなかった。さらに自由銀行法ではこの損失計上要件でさえ条文に掲げられてはいなかった。しかしそうした評価損の認識が銀行の支払能力の評価には必要であり、評価損を無視したままの財務報告書では一般市民への銀行の財務実態の周知やそれを通じた銀行券保有者の保護という財務報告規制の目的を十分に果たすことはできない。Morning Herald 紙による銀行の財務分析もこうした問題を意識して試みられたものであった。

また Gibbons (1859=1968) は、つぎのように銀行内部における体系的な記帳管理システムの不備という問題を指摘していた。1850年代にはニューヨーク市中銀行の銀行数は50行を超え、銀行で働く行員は1000名を超えるようになっていた。このような市中銀行の増加と規模拡大のなかで、銀行の窓口業務は出金を担当する支払係、入金を担当する預金係、預金係から銀行保有手形の決済処理が独立した手形決済係、顧客からの手形割引申請を受け付ける手形割引係に、またバックオフィス部門も現金管理を行う出納係、各窓口が記帳した個人口座記録の銀行保有帳簿への転記や顧客取引以外の諸取引の記帳、さらに総勘定元帳への転記と財務報告書の作成まで担当する経理係にそれぞれ分業していたとされる。しかし分業化の進展とともに記帳の誤記や横領等による不正記録が目立つようになり、またそれだけでなくその排除

39) Cleaveland (1864=1980) p. xlvii.

40) Bodenhorn (2002) p. 161.

を従業員個人の記帳能力や業務に対する遵法意識にだけ求めることの限界も露呈するようになっていた。とくに Gibbons (1859=1968) は誤記や不正を未然に防止する体系的な記帳システムの未整備であることの問題性を強調している⁴¹⁾。

さらに Gibbons (1859=1968) は経営者側の監査体制についてもつぎのように言及している。当時のニューヨーク市中銀行では取締役会の下に3、4名の取締役で構成される複数の小委員会が設置されこの小委員会が輪番で内部監査を担当したり、あるいは内部監査を担当する専門委員会が設置されているのが通例であるが、しかしこの取締役がおよそ20人に1人の割合で内部監査を担当するのに十分な能力を備えておらず、そのため内部監査を通じても記帳の誤記や不正が見逃される場合が少なくなかった⁴²⁾。

このように銀行外部の規制当局だけでなく内部の経営者や従業員もまた正確な記帳や監査能力の不足が目立つようになっており、また同時にこうした問題を組織的に解決するための複式簿記をベースとした体系的な記帳管理システムが未整備であったことが、低質な財務報告書の作成の原因であったとされる。

Cleaveland (1864=1980) の言及は1830年代の銀行財務報告書に対するものであり、他方で Gibbons (1859=1968) は1850年代のそれであるので、1838年自由銀行法によって銀行財務報告書の一般公開が制度化されて以降、公開される財務報告書の質はほとんど向上していなかったということになるであろう。自由銀行法以来の新聞上での一般公開によってたしかに一般市民による銀行の財務情報の入手は容易になり、それによって市民による銀行の経営状態の把握やそれに基づく銀行券の評価といったことも向上していったことは疑いないだろう。これは当時の財務公開規制の積極的な面だといえよう。しかし同時に新聞上で公開される財務報告書の質を十分に保証するような財務報告規制や銀行内部の会計システムが未整備であったことから、低質

41) Gibbons (1859=1968) pp. 221-222, and pp. 277-278.

42) Gibbons (1859=1968) pp. 151-152.

な財務報告書を一般公開することで、かえって一般市民の目から銀行の真の経営状態を遠ざけるという消極的な効果を発揮していたことも事実であろう。こういったニューヨーク自由銀行法の財務報告および公開規制の実態を踏まえたうえでなお、この規制の最も重要な存在意義を見出すならば、それは一般市民への財務報告書の公開の制度化の側面に求められるべきであろう。

おわりに

ニューヨーク州自由銀行法の財務報告および公開規制はその後19世紀前半期を通じて同じく自由銀行制度を採用した他州の銀行会計制度のモデルとなった。それだけでなくこの財務報告および公開規制はその後1863年に成立する国法銀行法における国法銀行の財務報告および公開規制としても採用され、19世紀のアメリカ銀行会計制度のいわば原型をなす存在であった⁴³⁾。なかでも自由銀行法で導入された新聞上での一般市民への銀行財務報告書の公開制度は、1994年に廃止されるまで国法銀行に対する財務公開規制として長い間採用され続けた⁴⁴⁾。それだけ一般市民に対する財務公開が銀行の会計政策として重要性されてきたといえる。その源流に当たるニューヨーク自由銀行法の財務報告および公開規制は、本稿で述べたように財務報告規制としては多くの課題を抱えていたものの、そうした実態を踏まえてもなお一般市民への財務報告書の公開の制度化という非常に重要な会計政策上の意義を有していたと評価できるのではないだろうか。

ただし、本稿はあくまで19世紀前半期のニューヨーク州銀行会計制度と財務公開事例の資料整理を目的としているため、本稿の叙述のみから当時の銀

43) マイヤーズ (1979) p. 153.

44) Calomiris et al (2018) によると、国法銀行制度においても新聞上で公開される国法銀行の財務報告書は、一般市民や銀行同士が個々の銀行の経営状態を監視するのに利用されており、銀行の健全性に関する有益な情報源となっていたとされる (Calomiris et al (2018) p. 7)。

行財務報告及び公開制度の総合的な評価を下すことはできない。とくに以下の諸点の検討ができていないなかではなおさらである。

第一に、自由銀行法で財務公開規制が採用されるに至った政策形成過程の分析である。本稿では各法律の条文から銀行の財務報告及び公開規制の内容を把握するだけにとどまっておき、どのような経緯や議会での議論を経て自由銀行法において新聞上での一般公開の義務化が導入されるに至ったのかを明らかにすることができていない。そのためこの財務公開規制に寄せられていたであろう当初の期待はその通り実現されたのかどうか、あるいは本稿で指摘した財務公開化の積極面は、銀行監督当局や議会さらには市民からどれほど期待されていたものだったのか、といった財務公開規制の思想的および政策的背景の考察が本稿ではできていない。

第二に、自由銀行制度のつぎに到来する国法銀行制度のもとでの銀行財務報告及び公開規制の実態分析である。19世紀後半から20世紀初頭にかけてアメリカ銀行会計制度の中核をなした国法銀行制度における連邦レベルの銀行財務報告および公開規制は、ニューヨーク州自由銀行法の銀行会計制度をモデルとしながらどのように独自の発展を遂げたのか、またそれは銀行システムの変容とともにどのような新たな課題に遭遇することとなったのか。この点もまた、本稿では取り上げることができていない課題の一つである。

第三に、19世紀におけるアメリカ銀行会計実務の形成過程の分析である。本稿で論じたように、自由銀行法の銀行会計制度は、財務公開規制の積極面が評価される一方で、銀行内部の会計システムの未熟さや経営者や行員の会計能力不足、さらに規制上の資産評価方法の不十分性など財務情報の作成面において様々な課題を抱えていた。こういった課題を銀行監督当局は規制策定において、また銀行側は内部会計システムの構築や従業員の能力開発を通じて、それぞれどのように対処していったのか。いまだ会計事務所も存在しない19世紀前半期のアメリカにおいて、会計システムの構築や正確な記帳能力の養成は誰がどう担っていたのか⁴⁵⁾。銀行監督当局の検査能力の開発につ

45) アメリカで会計事務所が開業するのは19世紀後半である（千代田（2014）46頁）。

いても同じことがいえる。

第四に、第三点に関連して、19世紀前半期のアメリカ銀行会計を担った各主体の会計制度に対する思想や会計処理上または監査上の発想は、アメリカの会計監査制度の発展に何らかの影響を及ぼしたのかどうか。アメリカ、少なくともニューヨーク州では会計プロフェッションが存在するようになる以前から銀行に対する財務報告及び公開規制が存在していたのだから、このような銀行の財務報告や監査、検査を担う各主体から後発の会計プロフェッションが会計監査手法に関して様々な影響を受けていた可能性は否定できない。あるいはこういった銀行会計の各主体が一般事業会社の会計業務に携わることで一般事業会社の会計監査システムが形成されていった側面もまた見出されるはずであろう。その結果アメリカの会計監査制度の形成過程において、銀行会計の思想や発想が影響した側面は存在しなかったのかどうか、また存在していたとすればそれはどの程度アメリカ会計監査制度に影響をもたらしたのか。この点を分析することで、銀行会計のみならずアメリカ会計監査制度全体の歴史的形成過程をよりリアルにつかむことができるだろう。

以上の課題はいずれも本稿の考察範囲を越えるものであるため、別の機会に検討を試みたい。

参考文献

- Bodenhorn, H. (2002) *State Banking in Early America: A New Economic History*, New York, Oxford University Press.
- Calomiris, C. W. and M. Carlson (2018) "Bank Examiners' Information and Their Role in Monitoring and Disciplining Banks Before and during the Panic of 1893" *Working Paper of National Bureau of Economic Research*, March 2018.
- Cleaveland, J. (1864=1980) *The Banking System of the State of New York*, New York, Arno Press.
- Cook, J. B. (1910) "National Bank Earnings" *Journal of Accountancy*, Vol. 10, No. 5.

- Gibbons, J. S. (1859=1968) *The Banks of New-York, Their Dealers, The Clearing House, and The Panic of 1857*, New York, Greenwood Press.
- Gorton, G. (1996) Reputation in Early Bank Note Markets, *Journal of Political Economy*, Vol. 104, No. 2
- Holdsworth, J. T. (1911) "Lessons of State Banking before the Civil War" *Proceedings of the Academy of Political Science in the City of New York*.
- Morning Herald (1839a) "Money Market" *Morning Herald*, July 11.
- (1839b) "Money Market" *Morning Herald*, July 22.
- (1839c) "Money Market" *Morning Herald*, July 26.
- (1839d) "Money Market" *Morning Herald*, July 29.
- (1839e) "Money Market" *Morning Herald*, August 3.
- (1839f) "Money Market" *Morning Herald*, November 21.
- (1840) "Money Market" *Morning Herald*, February 14.
- Robertson, R. M. (1969) *The Comptroller and Bank Supervision: A historical Appraisal*, Washington, D. C., The Office of the Comptroller of the Currency.
- Stockwell, H. G. (1910) "State and National Examination of Banks, *Annals of the American Academy of Political and Social Science*, Vol. 36, No. 3.
- The New York Herald (1848) "Commercial Affairs" *The New York Herald*, July 15.
- 大森拓磨 (2019) 『黎明期アメリカの銀行制度—中央銀行なき状態の苦悶と自生』 東京大学出版会。
- 奥田勲 (1929=1980) 『米国銀行制度発達史』 有明書房。
- 笠井昭次 (2005) 『現代会計論』 慶應義塾大学出版会。
- 片山貞雄 (1967) 『ドルの歴史的研究—西端より連邦準備制度まで』 ミネルヴァ書房。
- 千代田邦夫 (2014) 『戦う公認会計士—アメリカにおける150年の軌跡』 中央経済社。
- 西川純子・松井和夫 (1989) 『アメリカ金融史—建国から1980年代まで』 有斐閣選書。
- マイヤーズ, マーガレット G. 著, 吹春寛一訳 (1979) 『アメリカ金融史』 日本図書センター。